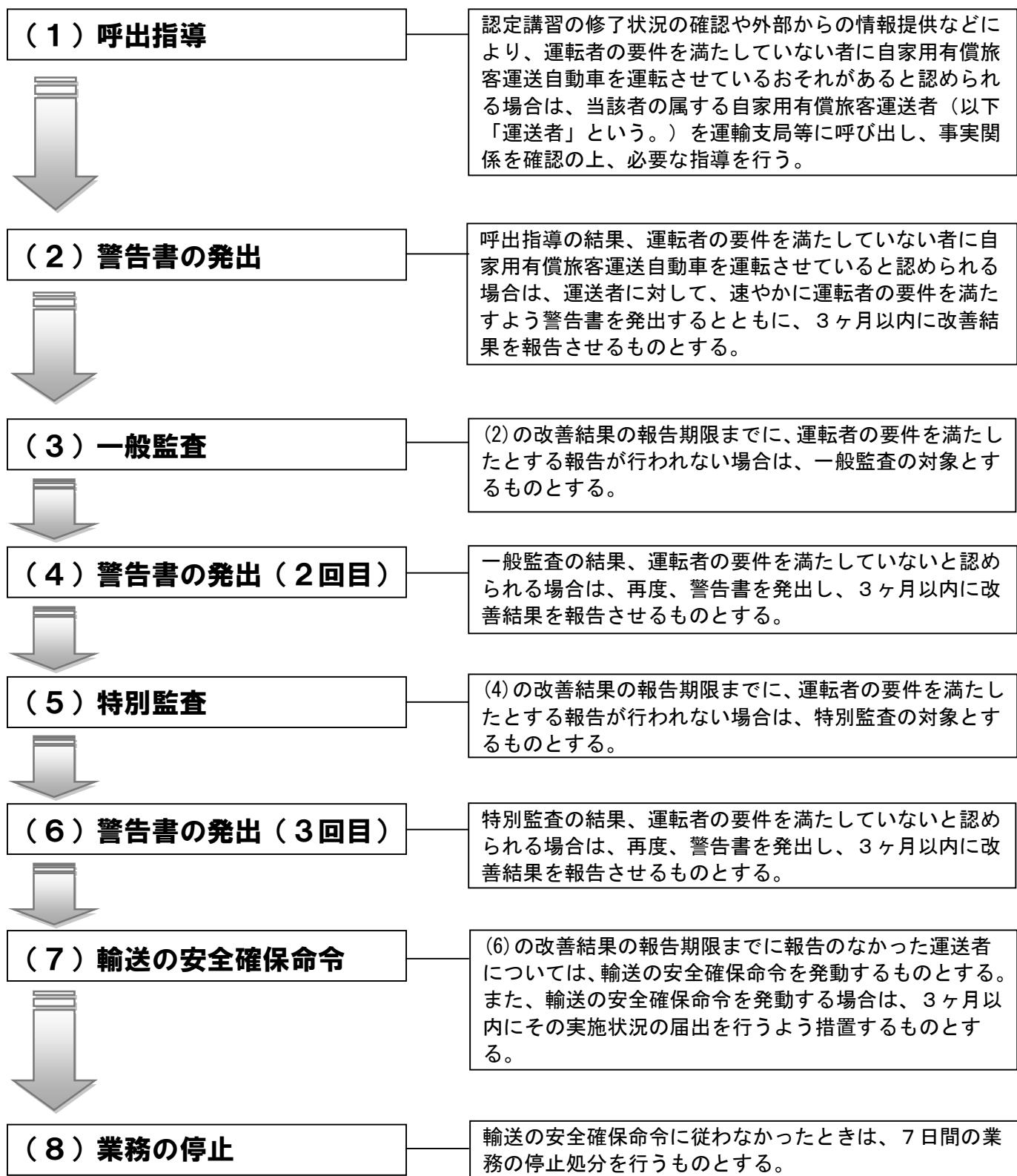


79条登録の場合（福祉有償運送・市町村運営有償運送・過疎地有償運送）



※ 業務の停止処分を受けたときは、その後に更新登録をした時の有効期間は2年になりますので、ご注意ください（道路運送法79条の5）。

平成20年10月1日以後、「運転者の要件を満たしていない者」に有償運送の運転をさせた事業所に対しては次の指導がなされます
(平成20年9月30日国自旅第231号通達)。すみやかに運転者の要件を満たすようにしてください。

ご注意を!

78条許可の場合 (4条または43条許可事業所のぶら下がり許可車両運転者)

